

宿 泊 約 款

(本約款の適用)

第1条 当ホテルの締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令又は慣習によるものとし、

2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応ずることができません。

(宿泊契約の申込み)

第2条 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者の氏名、性別及び住所
- (2) 宿泊日および到着予定時刻
- (3) 宿泊料金（原則として基本宿泊料による。）
- (4) その他当ホテルが必要と認めた事項
- (5) 宿泊客が、宿泊中に(2)の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルはその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

(予約金)

第3条 当ホテルは、宿泊予約の申込みをお引受けした場合には、期限を定めて、宿泊期間(宿泊期間が3日をこえる場合は3日間)の宿泊料金を限度とする予約金の支払いを求めることがあります。

2 前項の予約金は第5条の定める場合に該当するときは、同条の違約金に充当し、残額があれば返還します。

(宿泊引受けの拒絶)

第4条 当ホテルは、次の場合には、宿泊の引受けをお断りすることがあります。

- (1) 宿泊の申込みがこの約款によらないものであるとき。
- (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が当ホテルもしくは当ホテル従業員に対し、威圧的な不当要求もしくは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、またはかつて同様な行為を行なったと認められるとき。
- (5) 宿泊しようとする者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成4年3月1日施行)による指定暴力団および指定暴力団員等、またはその関係者、その他反社会的勢力であるとき。
- (6) 宿泊しようとする者が伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (7) 宿泊しようとする者が泥酔等に依り他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれのあるとき。他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動があるとき。
- (8) 天災、施設の故障その他やむを得ない理由により宿泊させることができないとき。

(予約の解除)

第5条 当ホテルは、宿泊予約の申込者が、宿泊予約の全部又は一部を解除したときは、別表、違約金申し受け規定により、違約金を申し受けます。

2 当ホテルは、宿泊者が連絡をしないで宿泊日当日の24時(あらかじめ予定到着時刻の明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊予約は申込者により解除されたものとみなし処理することがあります。

3 前項の規定により解除されたものとみなした場合において、宿泊者が、その連絡をしないで到着しなかったことが列車、航空機等公共の運輸機関の不着又は遅延その他宿泊者の責に帰さない理由によるものであることを証明したときは、第1項の違約金はいただきません。

第6条 当ホテルは、他に定める場合を除くほか、次の場合には宿泊予約を解除することができます。

- (1) 第4条第3号から第8号までに該当することとなったとき。
- (2) 第2条第1号の事項の明告を求めた場合において、期限までにそれらの事項が明告されないとき。

(3) 第3条第1号の予約金の支払いを請求した場合において、期限までにその支払いがないとき。

2 当ホテルは、前項の規定により宿泊予約を解除したときは、その予約についてすでに収受した予約金があれば返還します。

(宿泊の登録)

第7条 宿泊者は、宿泊日当日当ホテルのフロントにおいて次の事項を当ホテルに登録していただきます。

- (1) 第2条第1号の事項
- (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、日本上陸地及び上陸年月日
- (3) 出発日及び時刻
- (4) その他当ホテルが必要と認めた事項

(チェックアウトタイム)

第8条 宿泊者が当ホテルの客室をおあけいただく時刻(チェックアウトタイム)は、午前10:00とします。

2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、チェックアウトタイムをこえて客室の使用に応ずる場合があります。この場合においては、次に掲げるとおり追加料金を申し受けます。

- (1) 正午迄……………20%増
- (2) 午後3時迄……………50%増
- (3) 午後3時以降は1泊料金を頂戴させていただきます。

(料金の支払い)

第9条 料金の支払いは、通貨又は当ホテルが認めたクーポン券及び当ホテルが認めたクレジットカードにより、宿泊者のチェックイン時にフロントにおいて行なっていただきます。

2 宿泊者が客室の使用を開始したのち任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金を申し受けます。

(利用規則の遵守)

第10条 宿泊者は、当ホテル内において、ホテルが定めて当ホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(宿泊継続の拒絶)

第11条 当ホテルは、お引き受けした宿泊期間中といえども、次の場合には宿泊の継続をお断りすることがあります。

- (1) 第4条第3号から第8号までに該当することとなったとき。
- (2) 前条の利用規則に従わないとき。

(宿泊の責任)

第12条 当ホテルの宿泊に関する責任は、宿泊者が当ホテルのフロントにおいての宿泊の登録を行なった時又は客室に入った時のうちいずれか早い時に始まり、宿泊者が出発するため客室をあけた時に終わります。

2 当ホテルの責に帰すべき理由により宿泊者に客室の提供ができなくなったときは、天災その他の理由により困難な場合を除き、その宿泊者に同一又は類似の条件による他の宿泊施設をあっせんします。この場合には、客室の提供が継続できなくなった日の宿泊料金を含むその後の宿泊料金はいただきません。

別表 (第5条関連) 違約金申し受け規定

	契約解除を受けた日			
	連絡なし	当日	前日	～10日前
一般客 (9名まで)	100%	80%	20%	—
団体客 (10名以上)	100%	80%	20%	10%

(1) %は、宿泊第1日目の宿泊料金に対する違約金の比率です。(2) 団体客(10名以上)の解除があった場合、宿泊の10日前(その日より後に申し込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日)における宿泊人数の10%(端数が出た場合には切り上げる。)にあたる人数については違約金は頂きません。